

奈良県告示第三百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
城井内科医院	宇陀市榛原下井足二二一	平成二十五年十二月二日
ホワイト薬局	橿原市久米町六五四 一階	平成二十五年十一月一日
加藤歯科	五條市野原西一丁目六番二号	平成二十五年十一月一日
いずみ薬局はいばら店	宇陀市榛原下井足一四一	平成二十五年十二月一日
医療法人YAMACHUYAMA まうち歯科クリニック	大和郡山市小泉町五六二番地二	平成二十五年十一月一日